

年 月 日

中野区保健所長 あて

検 査 結 果 届 出 書

中野区医療法施行細則第15条第4項の規定により、自ら行った検査の結果を届け出ます。

記

1 検査実施者職・氏名			
2 検査実施年月日	年 月 日		
3 一部変更許可書(届書)年月日及び同番号			
4 検査実施項目及び検査結果		図面照合	適 合・不適合
		提示事項	済 ・未 済
		添付書類	済・未済・不要
		図面照合	適 合・不適合
		提示事項	済 ・未 済
		添付書類	済・未済・不要
		図面照合	適 合・不適合
		提示事項	済 ・未 済
		添付書類	済・未済・不要
		図面照合	適 合・不適合
		提示事項	済 ・未 済
		添付書類	済・未済・不要
	図面照合	適 合・不適合	
	提示事項	済 ・未 済	
	添付書類	済・未済・不要	
	図面照合	適 合・不適合	
	提示事項	済 ・未 済	
	添付書類	済・未済・不要	
5 備 考			

(注意事項)

- 1 この届出書は、医療法第27条の検査について、自主検査（検査の対象とする構造設備について、申請者自身が行った検査の結果の届出書を検査する方法による検査をいう。以下同じ。）を希望する場合に、使用許可申請書（第20号様式又は第21号様式。以下同じ。）に添付してください。

なお、自主検査によることができる項目については、軽微な変更等の場合に限られていますので、事前に確認をお願いします。

（例 病室、手術室又は診療放射線に関する構造設備の変更の場合は不可）

また、一の使用許可申請書に係る変更項目のうち、一部のみを自主検査によることはできません。

- 2 「4 検査実施項目及び検査結果」欄には、変更する構造設備ごとに記載してください。当該欄に掲げた各構造設備については、以下の要件を満たす必要があります。

(1) 現状が、使用許可申請書に添付した図面と相違ないこと。

(2) ア 室の使用目的を変更等する場合に、各室の用途表示を行っていること。（医療法施行細則第14条）

イ 院内掲示事項としての「建物の内部に関する案内」に変更を要する場合に、訂正が行われていること。（医療法第14条の2、医療法施行規則第9条の3又は第9条の4）

ウ 使用室の構造変更を伴わずにエックス線装置以外の放射線装置のみを変更・追加する場合は、標識類（管理区域・使用中表示・患者注意事項・従事者注意事項）が整備されていること。

(3) 使用許可申請書に係る変更項目で、別途許可等を受けているものについては、内容を確認できる書面を添付すること。

ア 建築基準法による検査済証又は確認通知書の副本

イ 消防法による検査結果通知書又は消防設備等設置届出書

ウ 医療ガスの保守点検結果報告書

エ 放射線漏洩線量当量測定結果報告書

オ MR I 高周波利用設備の許可

(1)の項目が満たされている場合は「図面照合」欄の「適合」を、それ以外の場合には「不適合」を、(2)の項目が満たされている場合は「掲示事項」欄の「済」を、それ以外の場合には「未済」を、(3)の書類を添付している場合は「添付書類」欄の「済」を、添付していない場合には「未済」を、添付する必要がない場合には「不要」をそれぞれ○で囲んでください。

「不適合」、「未済」を○で囲んだ場合には、その理由等を「5 備考欄」に記入してください。

なお、記載欄が不足する場合は、複数頁にわたって記入してください。

- 3 病室内病床数の減少等や開設者が変更されることに伴い、形式的に新規開設となる場合については、「5 備考欄」に「必要な基準を満たし、実際に使用可能な状態にあることを確認した。」と記載してください。

- 4 許可証（第23号様式又は第24号様式）を交付した後に、医療法の構造設備に関する規定に違反する事実が判明した場合には、同法第24条の規定による施設の使用制限命令等を受けることとなります。検査は慎重に実施してください。